

添付1

番号	項目	内 容	備 考
1	開発行為許可申請書		<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑証明書（受付日より3ヶ月以内であるもの）添付 ●様式あり
1-2	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ●委任する者は、「都市計画法第29条第1項の規定による許可申請の手續を委任する」旨を記述のうえ、住所及び氏名を記載し実印を押印すること。 ●委任を受ける者については、住所・氏名及び電話番号等を記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●開発許可申請の手續を委任する場合のみ。
1-3	地番表	<ul style="list-style-type: none"> ●町丁目・地番・地積（全部証明書（土地）に記載された面積）及び権利関係を土地の地番の若番より順に全て記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●工区を分割する場合は、総括及び工区別に作成すること。
2	設計説明書（設計の概要書）	<ul style="list-style-type: none"> ●設計方針・土地の利用現況・土地利用計画及び公共施設の整備計画（新設・付け替え及び廃止）等を記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自己居住又は業務の用に供するための開発行為において、その開発行為の「設計の概要書」として提出する場合は、内容の一部を省略してもよい。 ●工区を分割する場合は、総括及び工区別に作成すること。 ●様式あり
※3	資金計画書	<ul style="list-style-type: none"> ●収支計画の概算及び年度別資金計画を記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ●様式あり
4	公共施設管理者の同意を証する書面	<ul style="list-style-type: none"> ●開発行為に関係のある公共施設管理者の同意書又はその写し。 ●都市計画法における排水計算書（5年確率） 	<ul style="list-style-type: none"> ●区及び都などとの同意、放流同意等を添付。
5	公共施設管理予定者との協議をしたことを示す書面	<ul style="list-style-type: none"> ●開発行為及びその関連工事により設置される公共施設の管理者との協議書又はその写し。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設維持管理予定者との協議結果等を添付。
6	工事の実施に妨げとなる権利者の同意を証する書面	<ul style="list-style-type: none"> ●開発区域内及びその関連工事区域内の土地又は工作物に関して、開発行為の施行又は工事実施の妨げとなる各権利者（所有権・地上権・抵当権等）の同意証明書。 	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑証明書（同意年月日より3ヶ月以内）及び法人の場合は現在事項全部証明書（商業登記簿謄本）又は資格証明書（受付日より3ヶ月以内）であるものを添付。 ●様式あり
6-2	公共施設用地の所有者の同意を証する書面	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設用地の所有者等（管理者と所有者が異なる場合）の同意書又はその写し。 	

添付 1

番号	項目	内容	備考
7	土地及び工作物の全部事項証明書（登記簿謄本）	●開発区域内及びその関連工事区域内の土地及び家屋の全部事項証明書（登記簿謄本）。	
※8	申請者の資力及び信用に関する書類	●法人の場合 商業登記簿謄本・財務諸表・定款・納税証明書及び残高証明書 ●個人の場合 住民税課税証明書	●受付日より3ヶ月以内であるものを添付（財務諸表・定款・納税証明書を除く）。 ●その他、区長が特に必要と認めた書類。
※9	工事施行者の施行能力に関する書類	●商業登記簿謄本・財務諸表・定款・建設業の許可証明書（土木工事業）及び過去2年間の土木工事経歴書。	●商業登記簿謄本については受付日から3ヶ月以内のものを添付。
10	設計者の資格を証する書類	●設計者の資格に関する申告書・卒業証明書・資格証明書等資格を証明する書類。	●1 ha 以上の開発行為の場合に添付すること。
11	都市計画法以外の許可等に関する書類	●都市計画法以外の法律等に基づく許可及び許認可等が必要な場合はその許可証等又はその写し。	●港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく説明会等報告書（紛争予防条例） ●港区開発事業に係る定住促進指導要綱に基づく住宅協議書（住宅の付置） ●（敷地面積 3000 m ² 以上）港区開発事業に係る定住促進指導要綱第17条に基づく協議書（公共施設等の整備） ●港区雨水流出抑制施設設置指導要綱に基づく計画書（雨水流出抑制） ●港区みどりを守る条例に基づく計画書（緑化計画） ●文化財保護法に基づく協議（埋蔵文化財） ●水道局議事録（協議書） ●景観計画区域内における行為の届出書（第一面の写し） 等を添付。

※印の書類は、自己居住用の場合不用です。

☆ 1 2	道路の新設・変更及び廃止に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発行為に伴い新設・変更又は廃止となる道路に開発区域外の土地又は工作が接する場合は、この道路に接する各権利者（所有権・地上権・抵当権者等）の承諾書。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各権利者の受付日から3ヶ月以内の印鑑証明書及び法人の場合は商業登記簿謄本又は資格証明書を添付。 ● 各権利者の土地及び家屋の現在事項全部証明書（登記簿謄本）。
-------	--------------------	--	--

☆印の書類は、道路を新設・変更又は廃止場合に添付。

添付 2

番号	項目	内 容		備 考
		明示すべき事項	縮尺	
1	位 置 図	●開発区域の位置。	1 / 2000 程度	●規模に応じてわかりやすい縮尺とすること。
2	区 域 図	●開発区域・町丁目界・都市計画区域界・土地の地番及び形状を記載。	1 / 200 程度	●土地利用計画図に準ずること。 ●現況図に地番界線を記入。
3	求 積 図	●設定した開発区域の求積図。	〃	
4	公図の写し	●開発区域及び関連工事区域内の公図の写し。	1 / 500 又は 1 / 600	●法務局（登記所）名・方位・縮尺及び調査年月日を図面の余白に記載すること。
5	公共施設管理者に関する図面	●開発区域・存置される公共施設・変更される公共施設・公共施設の管理者及び用地の所有者を記載。		●新旧公共施設対照表を図面の余白に記入すること。 ●縮尺は規模に応じてわかりやすいものとする事。 ●必要に応じて道路詳細図を作成
6	現 況 図	●地形・開発区域の境界・開発区域内及び開発区域の周辺公共施設並びに令第28条の2第1号に規定する樹木の集団及び同条第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況。	1 / 300 程度	●等高線は、0.50～1.00mの標高差を示すものを記載。 ●樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては、規模が1ha（令第23条の3ただし書きの規定に基づき、都知事が別の規定を定めたときは、その規模）以上の開発行為について記載すること。
7	土地利用計画図	●開発区域の境界・公共施設の位置及び形状・予定建築物等の敷地形状・敷地に係る予定建築物の用途・公益施設の位置・樹木又は樹木の集団の位置、並びに緩衝帯の位置及び形状。	1 / 200 程度	●擁壁を設置する場合は、擁壁の種類、地上高（見え高）、延長を記載すること。
8	造成計画平面図	●開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ（地表面が水平面に対して30度をこえる角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下この項、第23条・第27条第2項及び第34条第2項において同じ。）又は、擁壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配。	1 / 200 程度	●切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。 ●擁壁を設置する場合は、擁壁の種類、地上高（見え高）、延長を記載すること。

添付 2

番号	項目	内 容		備 考
		明示すべき事項	縮尺	
9	造成計画断面図	●切土又は盛土をする前後の地盤面。	1/200程度	●高低差の著しい箇所について作成すること。 ●擁壁を設置する場合は、擁壁の種類、地上高（見え高）、延長を記載すること。
10	排水施設計画平面図	●排水区域の区域界並びに排水施設の位置・種類・材料・形状・内のり寸法・こう配水の流れる方向・吐口の位置。	1/200程度	
11	給水施設計画平面図	●給水施設の位置・形状・円のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置。	1/200程度	●排水施設平面図にまとめて図示してもよい。
12	公共施設構造図	●公共施設の寸法・材料の種類	1/50程度	
13	がけの断面図	●がけの高さ・こう配及び土質（土質の種類が2種類以上あるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）・切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護方法。	1/50程度	●切土をした部分に生ずる高さが2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mをこえるがけ又は切土と盛土を同時にした部分に生ずる高さが2mを超えるがけについて作成すること。 ●擁壁で覆われるがけ面については土質に関する事項は、示すことを要しない。
14	擁壁の断面図	●擁壁の寸法及びこう配・擁壁の材料の種類及び寸法・裏込コンクリートの寸法・透水層の位置及び寸法・擁壁を設置する前後の地盤面・基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置・材料及び寸法。	1/50程度	
15	擁壁の背面図	●擁壁の高さ、水抜穴の位置・材料及び内径及び透水層の位置及び寸法。	1/50程度	
16	擁壁の応力算定及び構造計算書			●鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合添付。
17	土質の安定計算書			●がけ面を擁壁で覆う場合のみ添付。
18	擁壁の展開図	●擁壁の高さ、根入れ梁、工種、伸縮目地の位置、擁壁上下の地盤面の位置及び切盛の別、基礎地盤の土質、基礎杭の位置。	1/200程度	
19	開発登録簿	●土地利用計画図、付近見取図、公図写等をスミ入れにより作図する。		●擁壁を設置する場合は、擁壁の種類、地上高（見え高）、延長、断面図を記載すること。 ●別居記入方法をご覧ください

※開発区域は朱書一点鎖線で、開発関係区域は朱書二点鎖線で表示すること。